

第6回南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会会議録

1 日 時 令和4年8月24日(水)午後1時30分～午後3時00分

2 場 所 市役所東庁舎2階第1会議室

3 出席者

委員

佐藤 清彦	唐牛 歩	青田 由幸
佐々木 孝	若松 蓉子	林 勝典
渡部 正孝	高田 妙子	細田 三起子
佐藤 拓也	伏見 伸一郎	森岡 和人
西 チイ子		

事務局

市民生活部長 佐々木 忠 市民課長 佐藤 弥生
市民課総合相談担当係長 馬場 千津子
市民課総合相談担当主任主査 山田 一栄

4 欠席者

委員

中島 紀子	鈴木 理香	大内 保史
門馬 忠昭		

5 会議次第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 会議録署名人の指名
4. 書記の指名
5. 議事
 - (1) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書(案)について
 - (2) その他

6 提出資料

資料1 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会中間報告書(案)

7 会議の結果

1. 開会

2. 委員長挨拶

(委員長)

本日は、委員のみなさまには、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。
ございます。

コロナ禍のなかではありますが、対面でないとなかなか話し合いが難しいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

本日は、委員会の報告書についての議案でありますので、みなさまの活発なご意見をいただきますようご協力をよろしくをお願いいたします。

3. 会議録署名人の指名

(委員長)

それでは、次第の3の会議録署名人の指名をいたします。会議録署名人の指名については、委員名簿の順番で、2名の方を会議開催ごとに順番で指名となっておりますので、本日の会議録署名人には、森岡 和人委員、西 チイ子委員を指名いたします。

4. 書記の指名

(委員長)

次に、書記の指名について議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、書記に事務局の山田 一栄主任主査を指名いたします。

5. 議事

(委員長)

ここで、議事に入る前に、前回の委員会の結果について報告をお願いします。

(事務局)

第4回の検討委員会の内容について報告。

(委員長)

ただいまの報告について、ご質問等ありますか。

(「なし」の声)

(委員長)

それでは、議事にはいります。(1) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書(案)についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1により、報告書(案)について説明。

(委員長)

条例制定に向けた検討として、条例の方向性のなかで、条例の必要性、目的について、ご意見をいただきたいと思いますが、まずは、報告書について、みなさまからご意見等ありますか。

(委員)

この報告書は、どのように公表するのですか。意識実態調査結果と一緒に出すようにするのですか。調査結果の内容を見比べると、なお理解できるのではと思いますが。

(委員長)

事務局。

(事務局)

市のホームページに掲載いたします。条例制定の前段で、委員会において検討した方向性を示し、条例制定の提案の前に掲載する予定となっています。

(委員長)

ホームページだけでなく、市民に周知できる方法を考えてほしいと思います。
他に、ご意見等ありますか。

(事務局)

本日、欠席の委員から事前に、ご意見をいただいております。9ページの「国は、平成14年に「プロバイダ責任制限法」を施行し、人権侵害が起きた際の取り締まりを進めてきました。」を削除。さらに、10ページの「インタ

一ネットの利用方法やモラル等について啓発を強化していくとともに・・・監視・取り締まりの強化が求められています。」を削除するという内容でいただいております。

(委員長)

削除の方向で検討をお願いします。その他にありませんか。

(委員)

4ページの「体罰」とありますが、家庭のなかで使われるということで、本意が、虐待ととれますので、「虐待」に訂正してはと思います。

(事務局)

言葉の定義を調べ、「虐待」のほうが適当であるとすれば、使用することとしたいと思います。

(委員長)

他にありますか。

(委員)

6ページの3段落目「高齢者の人権を守るためには」のところ、「人権」だけでなく、前段からのつながりから医療関係の支援もあるので、「生命」を入れたほうが良いと思います。

また、下から6行目の「啓蒙」という言葉がありますが、いまは、あまり使わないのではないかととも思いますので、「啓発」とかいう言葉ではどうでしょうか。

(委員長)

これについても、検討をお願いいたします。

他にありますか。

(委員)

学校での教育とありますが、学校にそれだけの余裕があるのでしょうか。幼少のころから教育をすることには反対ではありませんが、それを学校だけに要求してはだめだと思います。子は大人をみて育つわけで、日本には、いまだに、ジェンダー平等軽視、家父長制度とかのなかで女性蔑視とか、外国人に対する差別などについて、頑固に思っている方もいらっしゃる感じ

がします。このような大人の行いを子どもがみているわけですから、学校教育だけに頼るのはどうかと思います。大人の意識の改革に、もっと力をいれることが必要です。

また、学校で教育を行うなら幼稚園から高校三年まで一貫したカリキュラムで行うための体制を整理をしないと、学校の先生もありきたりのことしかできないので、文科省などが、きちんと人権教育の取組みを行うことを強く求めてもいいのではと思います。

(委員長)

この地方には、報徳思想があり、人を敬うとか協調性を養うとか教育はされてきたが、人権とは、また方向が違うと思います。ここにきて、人権に対する考え方が整理されてきて、国の方針、行政の条例の制定などが出てきたことで、南相馬市でも、こうして委員会も設置して取り組んでいるわけですが、条例制定に向けて検討するうえでの考え方について、委員の皆様から意見をいただきたいと思います。まず、条例制定に向けての方向性について、どう進めていけばいいのか、ご意見をいただきたいと思います。

(委員)

条例の制定において、条例を制定する必要があるのかについてを飛ばしては議論できません。条例の必要性を考える場合、まず、考えなければならないことは、保護しなければならない事象、事実が存在するか。今回のことだと、人権侵害に当たることや人権侵害をされていると感じている人がいる事実があるかどうか。アンケート調査の結果もありますが、今一度、確認してから進める必要があると思います。市の限られた資源を使って制定するので、条例を制定しないと守られない人がいるかどうか、まず必要なことになるのではないかと思います。市が策定して進めている基本計画にからめて、条例を制定しないと、市の目指すものにたどりつけない、計画を進めていくうえで必要であるとなれば、条例を作る必要性があるという話になります。必要性があるとなると、それでは、その目的となるわけですが、南相馬市は、被災地として人権侵害に立ち向かってきたという観点からも、南相馬市として人権を守るといふ取組みをしていきたいという思いのなかで、人権侵害の事案があるとすれば、人権侵害を防ぐことについて見つけていければと思います。今申し上げたように、条例を制定して守る必要性、必要性があるとなれば、何を目的とするのかを検討していくことになりま

(委員長)

いまの意見を踏まえて、みなさまから、なんでもいいので、思っていることを出していただきたい。

(委員)

7ページの障がい者の人権で、最も大事なことは、差別です。現実には、差別された事例、虐待された事例はいくらでもあり、国の法律は制定されてきているが、市町村における事例から、もっと具体的な形で、条例において守る必要があると、これまで言ってきました。このページの後半の内容が、前半のアンケートに沿った内容になっていますが、障がい者の差別や虐待というものが、中間に入るとないと条例を作るうえで本筋から外れることになる。障がい者の差別という部分を中間に捉えたうえで、それだからこうした問題がでてくる。だから、後半の部分の対処をするんですという文章にしてほしい。

(委員長)

障がいひとつをとっても、身体的ものか精神的ものかといろいろあり、全てを賄っていかなければならないとなると、その細部は、さらに深くなります。国立市の視察の報告の際にも触れましたが、誰でもがわかるような手段でどんなことについても行われているかが問題になる。インターネットが使えない人、眼が不自由な人など、そういう人への配慮が人権であり、人権への配慮をいっぺんにやろうとしても無理なわけで、かといって、放っておくことはできない。

国立市では、いろんな計画や取り組みのすべてにおいて、最上位にあるのが人権に配慮したものになっているかであり、それを守ることが市長の責務であるとしている。そこまでやっているのだから人権侵害がないかということ、そうではないわけで、どうして起きたのかということの対応を繰り返し行っている。南相馬市でも条例を制定していくうえで、漏れていくものがあるということを念頭においたうえで、内容を整理していくことになります。みなさんからも意見を出してもらいたい。

(委員)

13ページの犯罪被害者の人権に関連してですが、県内で再犯防止推進計画を施行しているのが、4市町しかなく、南相馬市は、どこの課が担当しているかわからないが、進んでいない。保護司は、犯罪者への対応がほとんどで、被害者への対応をしているのが、福島県では2人しかいない。被害者の

人権だけをクローズアップすることに意義はないですが、県の支援というと、転居せざるを得ない人の費用などのお金による支援しかなく、心のケアが必要だと思う。お金は最後の手段である。なかなか表に出てこないから、人権問題がクローズアップしてきている。総合計画のなかに、すべて網羅する太い柱を立てたほうがいいのではないかというのが、私の意見です。

(委員長)
事務局。

(事務局)
犯罪の部分については、生活環境課が担当と思いますので、意見があったことについては、繋いでおきたいと思います。

(委員長)
他にありますか。

(委員)
条例というと、守らないと罰せられるとか、数値目標を挙げて何年かのなかで達成していくというような硬いイメージを一市民としては感じるが、アンケートにもあるように、南相馬市の独特な人権問題として、ブラジル移民がたくさんいて、文化観の差についてだとか、これを無くせばこんなに地域はよくなるというような問題を明確に示すと取り組みやすく、条例上の成果もあげやすいと思います。

しかし、委員の皆様がそれぞれの分野で感じていらっしゃる人権問題が、世代間の格差や不理解、交流がない中での無関心さといったことであり、決して悪意を持っているということではなく、逆によかれと思ったことが人権侵害につながるようなことが多くあるのだとすると、被害を受けた側がきちんと訴えていくことで、はからずも加害者側になってしまった人や、無関心という形で関わってしまっている人たちに、これは人権侵害であるということに気付いてもらう。

また、大人や子供が話し合い、知っていくことで、みんなで取り組んでいこうという方向性や温度感を共有し、世代間や性別、性的マイノリティなどの複雑な多様性を認めていく。

時間はすごくかかるとは思います。敷居を低くして、そういうことに取り組んでいく人をひとりでも増やすために、南相馬市としては、条例に則して罰するというのではなく、みんなで考えることで、幸せに暮らしていけるよ

うな社会づくりをできるところから少しずつやっていけるようなスタイルや心構えを盛り込んだ条例づくりが必要だと思う。

国立市の取り組みは、それぞれの事業で人権が守られているかどうか、守られていなければ悪い事業である、ということではないし、また、こうした意見や苦情が出たということに対して、可否の判断をするわけでもない。次に生かしていけるような柔軟でオープンなものとなっている。

私個人としての感覚は、南相馬市としての大きな金字塔を建てるというのではなく、小さなひとつずつから波紋を広げていくような条例になって欲しいと思っている。

そもそも人権侵害という問題が身近にあると想像しない人も多いと思うし、その方が取り組みやすいと思っていました。

(委員長)

条例のなかで、罰則までは考えてはないが、こういう人権は守ってくださいということをお願いする。ただ、人権を侵害するといことは、こういうことだということ、提示してあげないと全体的にはわからない。自分としては侵害だとは思っていない人もいるかもしれないので、こういうことが侵害であるということを提示し、まずは、行政が率先して取り組むことによって、地域で、区長会であったり、民生委員会であったり、いろんなポジションでいろんな方が、動いているわけですから、その中で、取り組みの方向性に沿った動きになっていけばなっていくほど、人権に対する考え方というものの地域全体の周知度はあがっていくと考えます。その先駆となるような条例を制定する。こういう人権侵害に該当しますよという各項目があって、こういう人権に該当しますよというものを、どんどん積み重ねていく。そうやって、取り組んでいくことで、こういうことはやめてくださいということになるわけですが、それでも、たぶん、抜けている可能性はある。そういうときには、その都度、改定して行って、将来的に、まとまったものになっていけばいいと思います。いまのところは、罰則を条例のなかで入れることはできないので、ただ、注意ということでの対応の可能性はあるのではないのでしょうか。

(委員)

みんなを守っていけるような方向にもっていければいいので、罰則とかいうような硬いものではなくしていければいいなと思います。

(委員長)

漢字一つとっても、どういう意味あいなのかで、印象も変わっていくので、いろいろな面での取り組みというのは、一概にこうだといえません。

(委員)

この条例は、罰則を作って規制するタイプのものではなく、市民一人ひとりの意識を高めていく、みんなで、自分の人権を守っていく、相手の人権も尊重していく、そうした土壌をはぐくんでいくのが、まさしく、条例制定の目的だと思いますし、各機関に、そういう意識を皆に持ってもらうというのが、大きな目的だと考えられます。

(委員長)

その他にありませんか。

(委員)

教育に関して人権というと、最初に出て来ることは、虐待であったり障がいのあるお子さんへの差別がありますが、家庭でも、いまだに虐待的な要素、虐待なのかどうかわからない微妙な対応があり、どうなのかなというところがある。国では、各家庭での体罰を禁止する法律が決まったところですが、はたして家庭で、どの程度、理解していただいているのか。障がい者サービスとか犯罪被害者、それぞれの立場で、いろいろあるのだろうと思いますが、お互いに相手の人権を尊重し合いましょうというような、そういう気持ちを醸成するところがベースなのかなと思っていて、そういうところを前面に出して、自分の主義主張だけでなく、相手のことを認めるというような、そういうまちづくりをしていきたいと思いますところ、いちばん最初に人権尊重まちづくりという言葉聞いたときに、抱いたイメージだったので、そういうところを確認し合うことだと思います。では、具体的にいうと、条例を知らしめるパンフレットの中にでも、このような差別は、考えていけないといけませんよというようなことを示す形での取り組みもあるのではないかなと。虐待について全面に出してもらいたいと言うように、みんなが、これを入れてくださいということになると収拾がつかなくなるのではないかと思うので、最終的な形というのをイメージしていくことで、ゴールが見えてきて、話し合いが進んでいくものと思います。

(委員長)

どんなところで、どんな人権の侵害を侵しているかわからないということは、ありうることで、だから、あらゆる分野において、いろいろ変更しながら取

り入れていき疑問の出尽くすまでということにしていかないと、まんべんなく取り入れていくことは厳しいかなと思います。

17ページの基本的方向性がありますが、さらに取り入れていくことがあると思いますので、しっかりと議論していく必要があると思います。

その他になにかありますか。

(委員)

委員の任期からすると、条例の文案に入ってもいい時期なのかなと思いますが。

(委員長)

最終的にどういう内容にするかは、この報告案を積み上げていかないと、まだ、できない段階にあると思います。

(委員)

17ページの各項目に、もっと理解してもらうために、もう少し肉付けがあってもいいのではないかと思います。

たとえば、人権教育の推進では、学校ばかりでなく、社会人についても何かあってもいいと思います。また、人権啓発の推進のところで、誰でもかれでも様々な人たちへの啓発をしていく方法はないのかとと思っているので、それに関しても見えるようにしてほしい。相談体制の充実は、大雑把すぎると思います。保護施設等とはどういうものなのか。教育のところで、教職員に限定するのはいかがなものかだと思います。このように、今後、検討して中身を膨らましていくことではどうでしょう。

また、国立市の障がい者が当たり前暮らし宣言というようなものを、障がい者や女性、子どもなどにも、短いもので、ぱっとみてわかる宣言というものを作ってはどうかと思います。

(委員長)

いろいろな意見が出ていますが、いっきにまとめるのは難しいと思います。

(委員)

17ページには、行政職員、相談員、教職員、個人を名指した書き方はどうかと思いますが。

(委員)

教職員の資質向上などというのと、捉え方がどうかと思いますので、教職員への研修などといった言葉での配慮もあっていいかと思います。

(委員長)

文言については、見直しも必要かと思いますが、方向性としては、17ページに掲載してあるようなことがありますということなので、ご理解していただきたい。

(委員)

行政などへの教育という話がありましたが、障がい者差別解消法ができたときに、市の職員に、継続的に人権も含め研修を受けてもらっています。職種に関係なく、市民としての人権というものを自分の問題として受けてもらっている。教育の方法というのは、工夫していけば、決してないわけではないと思います。地道な積み重ねが、人権について浸透していくものと考えます。

(委員長)

他にありますか。

(委員)

条例を作ったあと、様々な取り組みが行われると思いますが、その効果の検証についての指標の設定などのスケジュールはあるのでしょうか。評価するのは、検討委員会になるのか確認したかったところで、作って終わりじゃないということであれば、私たちも意識して、関わられるようになるのではないかと思います。

また、評価するのであれば、必要性や目的を考えるに当たり、材料が少ないと思います。17ページの4つの項目の領域があって、南相馬市は自助共助、公助の精神を総合計画に謳っているので、領域ごとに、市民一人一人が、そして共助として、企業とか民間団体などが、やるべきことをすることで、みんなで力をあわせて取り組むと目的が達成できると思います。そして公助として行政が率先して取り組まなければならないことをカテゴリーごとに、可視化できる資料があると、私たちも、文言の整理だけでなく、お力になれるところもあるのかと思います。そしてカテゴリーごとに、どこの部署で対応していて、どんな制度がいまあるのかがわかると、対応していないところが見えて来ると思います。

私たち委員会が、作ったという思いも欲しいので、資料を提示いただければ

ありがたいと思います。条例を作ったあとの評価だけでなくアクションプランも各部署から吸い上げてお示しいただければ、委員も、こういうのもあるのではないかと、これはいらないのではないかと判断できる。具体的に言うと、教育啓発に必要なツールがいまあるのかということです。ないのであれば、事例集のような、こういうことが人権侵害になるよというようなことを知らせるツールを作るとか、出前講座に人権に関するものがなければ、団体等に啓発するようなアクションプランを出してもらおうと、虐待をしない、差別をしないなどにつながっていくのかなと考えたところです。評価のなかで、市民の主観的な評価だけでなく、この条例を作ったあとに、人権を意識した条例、規則、規定、要綱、要領などの法令等が増えましてということになれば、客観的な指標になるのではないかと思いますので、私たちが話し合いしやすいよう、そうした材料も徐々に出していただけるとありがたいと思います。条例を作る段階で、評価の部分も作るのが大事かなと思います。

(委員長)

まだまだ、議論が足りないと思いますので、次回も引き続き討論を続けていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(反対の声なし)

それでは、次回も継続していきたいと思いますが、その他についてなにかありますか。

なければ、事務局からありますか。

(事務局)

次回の開催について、9月27日(火)に開催予定となっております。

(委員長)

ほかになければ、以上で議事について、すべて終了いたします。委員の皆様には、慎重審議ありがとうございました。

6. 閉会